

## <子の氏（姓）の変更手続き>

### 1 家庭裁判所へ申立て

- ☆ 申立人
  - ・子が15歳未満→法定代理人（親権者等）
  - ・子が15歳以上→子（本人）
- ☆ 申立てをするところ
  - ・申立人の住所地の家庭裁判所です。
- ☆ 持参するもの
  - ・子の戸籍謄本 1通
  - ・父母（親権者）の戸籍謄本 1通
  - ・印鑑（申立人のもの）
- ☆ 他に必要なもの
  - ・申立書（家庭裁判所にあります）  
※申立書は15歳未満なら母が記入。15歳以上なら子が記入します
  - ・収入印紙 1人につき800円（申立書に貼る）
  - ・郵便切手（場合によっては必要になります）  
※収入印紙や切手はこめや釣具店等で購入できます。

詳しくは 家庭裁判所（TEL0241-62-0211）へお尋ねください。  
住所：南会津郡南会津町田島後原甲3483-3

### 2 許可（家庭裁判所）

- ・申立てをして許可されると家庭裁判所から子の氏変更の許可書謄本がでます。（1週間～10日）

### 3 入 籍 届

この届出により、子の氏や本籍・筆頭者が変更になります。  
（入籍届の用紙は市町村の窓口にあります）

- ☆ 届出地
  - ・入籍者の本籍地（父母「親権者」）届出人の住所地です。
- ☆ 届出人
  - ・子が15歳未満→法定代理人（親権者等）
  - ・子が15歳以上→子（本人）
- ☆ 持参するもの
  - ・子の氏変更の許可書謄本
  - ・印鑑（届出人のもの）

※離婚後の手当てや医療費助成については、健康福祉課（TEL0241-62-6170）までお問合せ下さい。

南会津町住民生活課 戸籍住民係 （TEL0241-62-6120）